

答申第301号

答 申

第1 審査会の結論

公立大学法人奈良県立医科大学理事長は、「契約の期間」の開示請求について、新たに令和〇年〇月〇〇日付け起案「ハラスメントの防止等に関する規程第6条第6項に規定する相談員の指名について」を対象文書として特定した上、当該行政文書について開示決定等すべきであるが、その余の実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和5年12月27日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、公立大学法人奈良県立医科大学理事長（以下「実施機関」という。）に対し、『＜ハラスメント防止等に関する規定第6条第6項に規定する相談員の指名＞令和5年4月』相談員 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 氏（〇〇〇〇／〇／〇〇～）について関連する文書全部の開示を求めます ●文書内「特命案件」の根拠、内容 ●学外の相談員を置く根拠および契約の期間、内容、費用」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和6年1月11日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「・令和〇年〇月〇〇日付けで公立大学法人奈良県立医科大学理事長が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と締結した委任契約書・令和〇年〇月〇〇日付け起案「委任契約の締結について」」（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、全部開示する旨の決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和6年1月30日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、対象文書の全てを特定し、新たに行政文書を開示するとの裁決を求める旨の審査請求を行った。

4 諮 問

令和6年2月27日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

（省略）

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

(省略)

(2) 反論書

(省略)

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 弁明書

(省略)

2 口頭理由説明

(省略)

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の特定について

審査請求人は、本件行政文書以外に対象文書が存在する旨主張しているのに対し、実施機関は、本件行政文書は本件開示請求に係る行政文書に該当し、本件行政文書以外に本件開示請求に対応する行政文書は存在しない旨主張しているので、以下検討する。

(1) 文書内「特命案件」の内容について

審査請求人は、反論書において、「特命案件」の内容とは、具体的な内容のことであり、本件開示文書には、当該内容が記載された行政文書が開示されていない旨主張しており、ここでの「具体的な内容」とは、本件ハラスメント相談の

具体的な内容であると解される。

この点について、実施機関は、何をもって「特命案件」とするかを定義した文書は存在しない中で、理事長が指名する者が対応すべき案件、かつ、相談内容に応じた専門的な知識経験を有する者が対応する場合のことを、本件行政文書の中で「特命案件」と記載したものであり、本件行政文書の委任契約起案のうち「ハラスメント相談にかかる委任契約について」に記載されている「ハラスメント相談員による事前の聞き取りの結果、相談者が依頼している弁護士の介入が想定されることから、適切に相談対応を行い、解決に導くためには、法律的な知識経験が必要な者が相談員として対応する必要がある。」が特命案件の内容であるため、文書特定に誤りはないと説明している。

行政文書の開示の請求は、権利の行使として、行政文書の開示・不開示決定という行政処分を求める手続であり、場合によっては、審査請求又は行政事件訴訟になることもあるため、事実関係を明確にしておかなければならないことから、請求は書面を提出して行わなければならないこととしている。

そうすると、本件開示請求書において、本件ハラスメント相談の具体的な内容を含むことについて言及していない点を踏まえると、本件ハラスメント相談の具体的な内容に対応する行政文書を特定しなかったとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、本件行政文書以外に本件開示請求に対応する行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件行政文書以外に本件開示請求に対応する行政文書は存在しないと実施機関の説明は是認できると判断する。

(2) 学外の相談員を置く根拠について

審査請求人は、規程第6条によれば、相談員とは、苦情相談を受ける「役職員」のことであり、〇〇氏の「役職員」としての地位を示す文書が示されていないと主張する。

一方、実施機関は、委任契約起案のうち規程第6条第1項において、「ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）がなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける役職員（以下「相談員」という。）を置く。」と規定しており、規程第2条第3号において、役職員は、「役員、教員、事務職員、技術職員、教務職員、非常勤職員等をいう。」と規定しているが、ハラスメントの防止等に柔軟に対応するため「等」を設けているとのことであった。また、規程第6条第6項第6号において、相談員は、「その他理事長が指名する者」をもって充てるとしており、学外の相談員は「その他理事長が指名する者」に該当し、学外の相談員を置く根拠として規程を特定した旨説明している。

そこで当審査会において規程を見分したところ、第6条に学外の相談員を置く根拠が規定されていることが確認できた。

また、審査請求人は、規程中の「等」が何を指すのかを具体的に示すべきであると主張するが、実施機関によると、「等」は個別具体的には限定しておらず、「等」を示す文書も存在しないとのことであった。

これらの実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、本件行政文書以外に本件開示請求に対応する行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件行政文書以外に本件開示請求に対応する行政文書は存在しないと実施機関の説明は是認できると判断する。

(3) 契約の期間、内容及び費用について

審査請求人は、〇〇〇〇年〇月〇〇日から同年〇月〇〇日までの期間においては委任契約が締結されておらず、〇〇氏が同期間も法人の役員又は職員であることを示す文書の開示を求めると主張する。

一方、実施機関は、契約の内容及び費用については、本件行政文書のうち委任契約書に記載されており、特命案件終了時までが契約期間となることから、当該行政文書を開示文書として特定したとのことであった。

そこで、当審査会において委任契約書を見分すると、委任する内容並びに着手金及び報酬金の金額が記載されていた。

また、契約の期間については、委任契約起案のうち、＜ハラスメント防止等に関する規程第6条第6項に規定する相談員の指名＞では、〇〇氏の任期は「〇〇〇〇／〇／〇〇～特命案件終了時」となっており、委任契約書における委任契約締結日とは異なる日付が記載されていた。

この点について、事務局を通じて実施機関に確認すると、委任契約締結日より前に理事長が相談員の指名を行っており、〇〇氏の指名に係る起案である令和〇年〇月〇〇日付け起案「ハラスメントの防止等に関する規程第6条第6項に規定する相談員の指名について」（以下「指名起案」という。）は存在するが、指名起案に添付されている文書が委任契約起案に添付されている文書と重複していること、また、当該文書は意思形成過程における手続の文書であり、審査請求人が開示を求める「●文書内「特命案件」の根拠、内容 ●学外の相談員を置く根拠および契約の期間、内容、費用」が具体的に記載されていないことから、本件開示請求に対応する文書として特定しなかったとのことである。

そこで、当審査会において指名起案を見分したところ、委任契約起案と添付文書は重複しているものの、起案用紙に記載された施行日は「令和〇年〇月〇〇日」であり、委任契約起案の施行日とは異なるものであるが、指名起案の施行日である相談員を指名した日と＜ハラスメント防止等に関する規程第6条第6項に規定する相談員の指名＞に記載されている任期の開始日と同一であった。

よって、「指名」と「契約」では名称が異なるものの、〇〇氏と委任契約を締結しており、一連の同趣旨の文書と考えることができることから、「契約」という名称の文書のみを契約の期間に対応する行政文書として特定したことは、本件開示請求の行政文書を限定的に解釈しすぎたものであるといわざるを得ない。

なお、審査請求人は、委任契約が締結された令和〇年〇月〇〇日以前に、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務を行うための根拠となる別の委任契約が必要であると主張するが、実施機関によると、〇〇氏を相談員に指名した令和〇年〇月〇〇日から委任契約を締結した令和〇年〇月〇〇日までの間に行われた行為は、委任契約締結に向けた準備行為であるため、その期間の費用は発生していないとのことであった。

[illegible]

さらに、審査請求人は、本件審査請求において、着手金、報酬金の支払記録等の開

示を求めているが、本件開示請求書にはその旨の記載がないため、実施機関は、当該支払記録等を特定しなかったとのことであった。

以上を踏まえて検討すると、契約の内容及び費用については、委任契約書に記載があること及び本件開示請求書において、着手金、報酬金の支払記録等について言及していないことから、本件行政文書以外に本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できるが、契約の期間については、委任契約起案を特定していることから、委任契約起案と密接に関連する指名起案を特定した上で、改めて開示決定等をすべきである。

(4) 本件開示請求書に記載された内容について

審査請求人は、反論書において、本件開示請求書に「関連する文書全部の開示を求めます」と記載していることから、〇〇氏に関連する文書全ての開示を求めており、黒丸で記載された内容に対応する行政文書を特定した本件開示決定は特定不足である旨を主張する。

一方、実施機関は、本件開示請求に対応する文書を全て特定していると説明している。

この点について、(1)に記載のとおり、行政文書の開示請求は、書面を提出して行わなければならないこととしている。そのため、行政文書の開示請求においては、行政文書開示請求書の「1 請求する行政文書の名称等」欄に記載されている全ての文言から、開示請求に対応する行政文書を特定することとなる。

そうすると、本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に記載された内容は「『＜ハラスメント防止等に関する規定第6条第6項に規定する相談員の指名＞令和5年4月』相談員 ○○○○○○○ ○○○○ 氏(○○○○/○/○○～)について関連する文書全部の開示を求めます ●文書内「特命案件」の根拠、内容 ●学外の相談員を置く根拠および契約の期間、内容、費用」であり、黒丸で記載された内容は例示であると認められる記載はされていないことから、黒丸の内容に当たらない文書を含む関連する文書全てを請求していると解釈することは困難であり、また、そのように解釈すべき特段の事情も認められない。

以上のことから、本件開示請求の「請求する行政文書の名称等」欄に記載されている全ての内容から、黒丸で記載されている内容に対応する文書の開示を求めていると解し、本件行政文書を本件開示請求に対応する行政文書として特定した実施機関の判断は、(3)の指名起案を特定しなかった点を除き、妥当であるといえる。

5 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

6 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

	審 査 経 過
令和 6年 2月27日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 6年 3月25日	・ 審査請求人から反論書が提出された。
令和 7年11月 7日 (第286回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 7年12月 5日 (第287回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 8年 2月 6日 (第288回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した、 ・ 事案の審議を行った。
令和 8年 3月23日 (第289回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 8年 5月14日 (第290回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 8年 7月16日 (第291回審査会)	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 8年 8月28日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
たか や まさ し 高 谷 政 史	弁護士	会長代理
たけ むら と も こ 竹 村 登 茂 子	大阪芸術大学客員教授 (元読売新聞編集局次長)	
つる や まさ ひこ 鶴 谷 将 彦	奈良県立大学地域創造学部准教授 (行政学)	
はやし あき とも 林 晃 大	近畿大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長